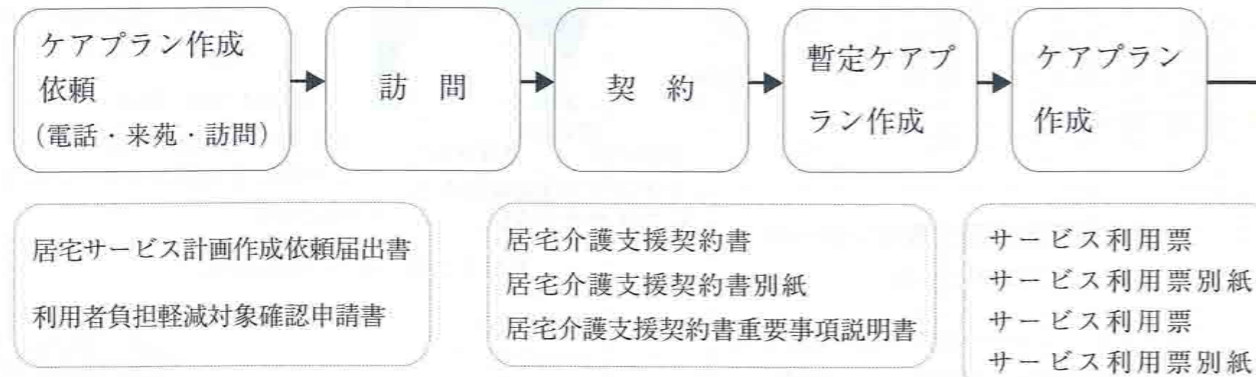


こんなに複雑!! ケアマネージャーの仕事

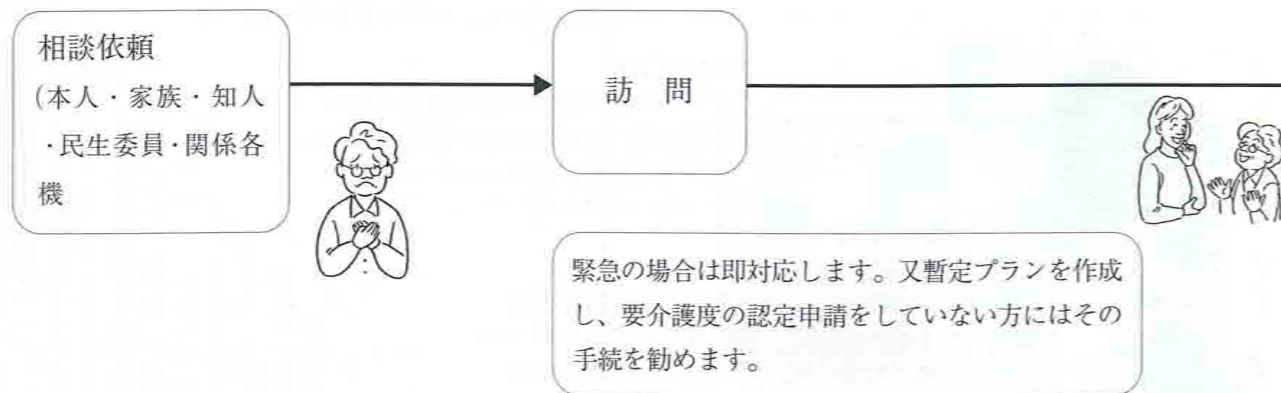
ケアマネージャー(介護支援専門員)は、介護保険法により誕生した資格を伴う専門職です。そして介護保険制度の要として重要な仕事・役割が与えられています。今回はあさひ苑のケアマネージャーの一人清野哲男さんの協力を得て、ケアプラン作成までのケアマネージャーの仕事の全体像を表にまとめてみました。



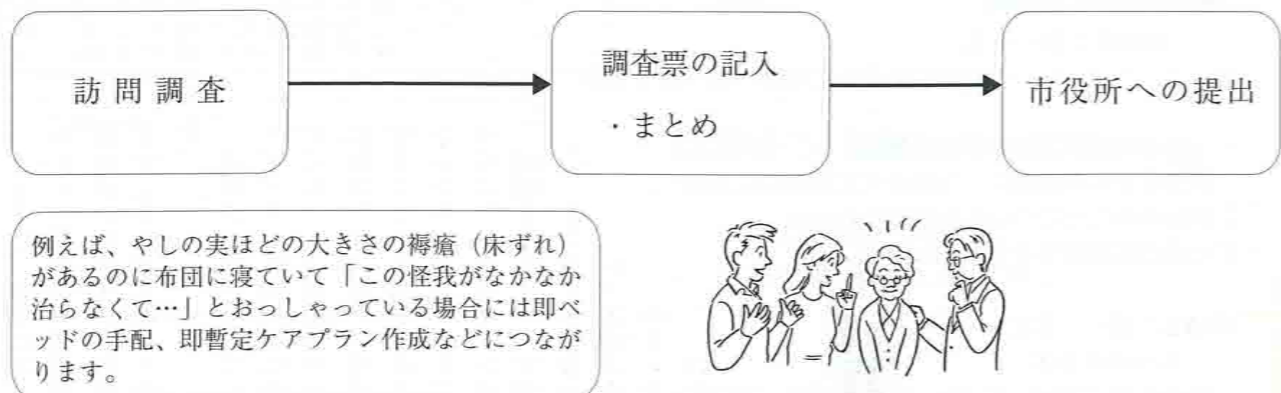
① 居宅支援



② 居宅支援



③ 認定調査

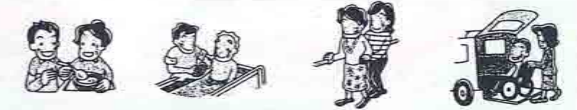


あさひ苑のように居宅支援事業所と在宅介護支援センターが併設している場合、ケアマネージャーの仕事は大きく3つに分けることができます。制度上はこの3つ立場を明確に使い分けることが求められていますが、現実的には時に単独で、時に重複しながら即対応することが必要になってきます。

- ① 居宅支援: 居宅介護支援事業所のケアマネージャーとしてケアプランの作成、その他介護サービスの調整管理を行う
- ② 支援センター: 在宅介護支援センターの相談員として担当地域の高齢者福祉の全般にかかわる
- ③ 認定調査: 市の委託をうけて調査員として認定調査を行う(ケアマネージャーの資格必須)

【ケアマネージャーの悩みI: 各サービス事業所との連絡調整】

例えばあさひ苑では、J訪問介護ステーション、Iホームヘルプサービス、P訪問看護ステーション、Fメディカル、Aケアセンター、S在宅サービスセンター、老人保健施設W、F、P……と約40の事業所との関わりでケアプランを作成し、毎月サービス提供票を送付します。また変更手続、実績確認と事業所との連絡に追われます。



介護保険サービス(在宅)

- ・訪問介護・痛所介護・短期入所生活介護・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション
- ・訪問介護・通所リハビリテーション・短期入所療養介護・痴呆対応型共同生活介護
- ・特定施設入所者生活介護・福祉用具貸与・住宅改修

福祉サービス

- 【自立支援】
 - ・行きがいデイサービス・自立支援ショートステイ・生活支援ヘルパー派遣・外出支援
- 【高齢独居世帯対象】
 - ・訪問食事サービス・訪問保健指導・緊急通報安全システム・福祉電話
- 【寝たきりまたは重度痴呆対象】
 - ・通所入浴サービス・外出支援・おむつ助成・日常生活貸与、給付・車椅子タクシー
 - ・寝具乾燥・訪問理容・高齢者介護者慰労金

関連する福祉施策

- 【障害者福祉課】
 - ・日常生活用具貸与・補装具
- 【勤労者住宅課】
 - ・住宅改修
- 【高齢者福祉課】
 - ・軽減措置・シルバー入院共済見舞金

【ケアマネージャーの悩みII: 在宅以外のプラン】

在宅のケアプランを作成していた方でも、身体状況の変化やご家族の事情などによって施設入所や入院となることがあります。特別養護老人ホームや老人保健施設などの数が不足しているため、ご希望にそった施設や病院を探すのがとても困難になっています。